

# 海外遠征申請について

公益社団法人 富山県サッカー協会

加盟登録チーム / 選手が海外遠征を行う際には、「(公財) 日本サッカー協会 競技会規則」により、事前に申請が必要となります。下記をご確認いただき申請くださいますようお願いいたします。

(公財) 日本サッカー協会 競技会規則  
第 19 条 (海外における競技)  
加盟登録チームまたは選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

## 遠征出発 前々月の 25 日まで

### 必要書類の提出

#### 提出書類

- ① 【入力フォーム】海外遠征申請
- ② 海外遠征メンバーリスト
- ③ 日程 (案)
- ④ 連絡先協会または大会主催者発行の承諾書または招聘状 (あれば)

①②については「富山県サッカー協会 HP」からも書式ダウンロードください。

#### 提出方法

申請書類を揃えてメールでご提出ください。

#### 提出先

(公社) 富山県サッカー協会 事務局  
[ 提出用メールアドレス ] [info@toyfa.jp](mailto:info@toyfa.jp)

### 申請料のお振込

#### 申請料

**5,500 円 (税込)**

#### 振込先

北陸銀行 電気ビル支店 普通口座 5035050  
(公社) 富山県サッカー協会  
シヤ)トマケンサッカーキョウカイ

※お振込にかかる振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。  
※お振込の際には「チーム名」でお振込をお願いいたします。

## 事務局より JFA へ申請

## JFA 承認 ▶ JFA より遠征先協会に連絡

## 遠征終了後

日本協会より提出の要望があった場合には、遠征報告書の提出が必要となる場合がございます。

- 日本サッカー協会の承認を得ずに海外遠征を行った加盟チームまたは選手は、競技会規則 26 条により処分の対象となります。

(公財) 日本サッカー協会 競技会規則  
第 26 条 (処分) 本規則に違反した場合の処分は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従う。

- 遠征の変更・キャンセルについては、判明した段階で速やかにご報告をお願いいたします。
- 海外遠征の申請料は、申請と同時に発生し、その後の変更や遠征中止に関わらず返金はできませんので、ご了承ください。

【本件に関するお問い合わせ (申請・報告提出先)】

公益社団法人 富山県サッカー協会 事務局

〒936-0078 富山県滑川市 129 番地 日医工スポーツアカデミー内

TEL. 076-476-0403 FAX. 076-476-0423 MAIL. [info@toyfa.jp](mailto:info@toyfa.jp)